

新旧対照表

浦安市発達障がい者等地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則（令和2年規則第54号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（条例第4条に規定するセンターの開館時間等）</p> <p><b>第2条</b> 省 略</p> <p><u>2 条例第5条第1号に掲げる事業を行う時間は、午前10時から午後4時までとする。</u></p> <p>（利用承認の申請）</p> <p><b>第5条</b> 条例第9条第1項の規定によりセンターの利用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浦安市発達障がい者等地域活動支援センター利用承認申請書（別記第1号様式）に、利用に関する<u>主治医意見書（別記第2号様式）</u>を添えて、<u>指定管理者</u>に申請しなければならない。</p> <p>（利用承認等の通知等）</p> <p><b>第6条</b> <u>指定管理者</u>は、前条の規定による申請があったときは、センターの利用の承認又は不承認の決定をする。</p> <p>2 <u>指定管理者</u>は、前項の規定による決定をしたときは、浦安市発達障がい者等地域活動支援センター利用承認・不承認通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。</p> <p>（利用承認の取消し等の通知）</p> <p><b>第7条</b> <u>指定管理者</u>は、条例第11条の規定によりセンターの利用承認を取り消し、又は利用を中止させるときは、浦安市発達障がい者等地域活動支援センター利用承認取消し・利用中止通知書（別記第4号様式）により、<u>条例第9条第1項の規定によりセンターの利用の承認を受けた者</u>（以下「利用者」という。）に通知するものとする。</p> <p>（申請事項の変更等の届出）</p> <p><b>第8条</b> <u>利用者</u>は、<u>条例第9条第1項</u>の規定により申請した内容に変更が生じたとき、又はセンターを利用しないこととなったときは、速やかにその旨を<u>指定管理者</u>に届け出なければならない。</p>	<p>（条例第4条に規定するセンターの開館時間）</p> <p><b>第2条</b> 同 左</p> <p>（利用承認の申請）</p> <p><b>第5条</b> 条例第7条第1項の規定によりセンターの利用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浦安市発達障がい者等地域活動支援センター利用承認申請書（別記第1号様式）に、利用に関する<u>主治医意見書</u>を添えて、<u>市長</u>に申請しなければならない。</p> <p>（利用承認等の通知等）</p> <p><b>第6条</b> <u>市長</u>は、前条の規定による申請があったときは、センターの利用の承認又は不承認の決定をする。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定による決定をしたときは、浦安市発達障がい者等地域活動支援センター利用承認・不承認通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。</p> <p>（利用承認の取消し等の通知）</p> <p><b>第7条</b> <u>市長</u>は、条例第9条の規定によりセンターの利用承認を取り消し、又は利用を中止させるときは、浦安市発達障がい者等地域活動支援センター利用承認取消し・利用中止通知書（別記第3号様式）により、<u>条例第7条第1項の規定によりセンターの利用の承認を受けた者</u>（以下「利用者」という。）に通知するものとする。</p> <p>（申請事項の変更等の届出）</p> <p><b>第8条</b> <u>利用者</u>は、<u>条例第7条第1項</u>の規定により申請した内容に変更が生じたとき、又はセンターを利用しないこととなったときは、速やかにその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別 記 第1号様式 (第5条)</p> <p>浦安市発達障がい者等地域活動支援センター利用承認申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) <u>浦安市発達障がい者等</u> <u>地域活動支援センター指定管理者</u></p> <p>省 略</p> <p>発達障がい者等地域活動支援センターを利用したいので、浦安市発達障がい者等地域活動支援センターの設置及び管理に関する<u>条例第9条</u>の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>省 略</p> <p>添付書類 <u>主治医意見書 (別記第2号様式)</u></p> <p>第2号様式 <u>別添のとおり</u></p>	<p>別 記 第1号様式 (第5条)</p> <p>浦安市発達障がい者等地域活動支援センター利用承認申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) <u>浦安市長</u></p> <p>同 左</p> <p>発達障がい者等地域活動支援センターを利用したいので、浦安市発達障がい者等地域活動支援センターの設置及び管理に関する<u>条例第7条</u>の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>同 左</p> <p>添付書類 <u>利用に関する主治医意見書 (原本)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><b>第3号様式</b> (第6条第2項)</p> <p>省 略</p> <p>様</p> <p><u>浦安市発達障がい者等</u></p> <p><u>地域活動支援センター指定管理者</u> 印</p> <p>浦安市発達障がい者等地域活動支援センター利用承認・不承認通知書</p> <p>年 月 日付で申請のあった発達障がい者等地域活動支援センターの利用について、浦安市発達障がい者等地域活動支援センターの設置及び管理に関する<u>条例第9条・第10条</u>の規定により、次のとおり決定したので、通知します。</p> <p>省 略</p> <p>教示</p> <p>1 省 略</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、<u>指定管理者を被告として</u>、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>	<p><b>第2号様式</b> (第6条第2項)</p> <p>同 左</p> <p>様</p> <p><u>浦安市長</u> 印</p> <p>浦安市発達障がい者等地域活動支援センター利用承認・不承認通知書</p> <p>年 月 日付で申請のあった発達障がい者等地域活動支援センターの利用について、浦安市発達障がい者等地域活動支援センターの設置及び管理に関する<u>条例第7条・第8条</u>の規定により、次のとおり決定したので、通知します。</p> <p>同 左</p> <p>教示</p> <p>1 同 左</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、<u>浦安市を被告として(訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。)</u>、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p><b>第4号様式</b> (第7条)</p> <p>省 略</p> <p>様</p> <p><u>浦安市発達障がい者等</u></p> <p><u>地域活動支援センター指定管理者</u> 印</p> <p>浦安市発達障がい者等地域活動支援センター利用承認取消し・利用中止通知書</p> <p>浦安市発達障がい者等地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例第11条の規定により、発達障がい者等地域活動支援センターの利用の承認の取消し・利用の中止を決定したので、通知します。</p> <p>省 略</p> <p>教示</p> <p>1 省 略</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、<u>指定管理者</u>を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>	<p><b>第3号様式</b> (第7条)</p> <p>同 左</p> <p>様</p> <p><u>浦安市長</u> 印</p> <p>浦安市発達障がい者等地域活動支援センター利用承認取消し・利用中止通知書</p> <p>浦安市発達障がい者等地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例第9条の規定により、発達障がい者等地域活動支援センターの利用の承認の取消し・利用の中止を決定したので、通知します。</p> <p>同 左</p> <p>教示</p> <p>1 同 左</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、<u>浦安市</u>を被告として（訴訟において<u>浦安市を代表する者は浦安市長となります。</u>）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後

改 正 前

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。